（記）

1．第４７回（２０２３年４月入学）奨学生募集人員

大学生　　２５名

2．奨学金貸与額および返済の方法

貸与月額	１人当り貸与額（正規の修学期間）	返済の方法
30,000 円/月	30,000 円×12 ヵ月×４ヵ年＝1,440,000 円	卒業後２年目から１０年間で割賦返還、無利息

注）医学部、薬学部学生は貸与年数６年

3．出願の手続

下記の提出書類を在学（卒）高等学校を経由して提出してください。

提出書類		選考別提出書類		財団所定の様式
		第１次選考	第２次選考	
出願時提出	１．奨学生願書	○		○
	２．履歴書（自筆、写真貼付）	○		
	３．家族状況調査書	○		○
	４．奨学生推薦書	○		○
	５．調査書（本年１学期まで）	○		
	６．健康診断書（校内診断票写で可）	○		
進学決定時提出	７．所得証明書（市町村発行）		○	
	８．合格通知の写		○	
	９．誓約書（連帯保証人連署）		○	○
書類提出の締切日		2022 年 12 月末	2023 年 3 月 25 日	
採否通知の発信予定時期		2023 年 2 月初旬	2023 年 4 月中旬	

4．同封書類（複数の方が出願される場合は、コピーを取ってご使用ください）

1）奨学金貸与規程

2）奨学生願書および家族状況調査書用紙

3）奨学生推薦書用紙

＊　誓約書は、第１次選考結果の通知時にお送りいたします。

5．履歴書は、市販のものをご使用ください。

6．ご不明な事項等のお問合せは、当財団事務局　担当：佐藤、前澤

（電話）0257-21-9223（FAX）0257-28-5755 までご連絡ください。

なお、上記募集関連の書類は当財団の奨学生採用のための資料、および採用された後の奨学生としての管理目的以外に使用するものではありません。

以上

奨　学　生　願　書

公益財団法人 ブルボン吉田記念財団
理事長　吉　田　　康　殿

年　　月　　日

貴財団の奨学生を希望いたしますので採用くださるよう、下記の書類を添えて、お願いいたします。

フリガナ		生年月日	年　月　日	性別	男・女
氏　名					
現住所	郵便番号	電話番号			
連絡先（現住所と異なる場合）	郵便番号	電話番号			
在学高等学校名		出身中学校名			

進学希望学校名	区分／順位	大学名	学部学科名
	第１希望		
	第２希望		
	第３希望		

親権者または後見人	氏　名	㊞	連帯保証人予定者	氏名		職業	
	現住所			住所 TEL			
	連絡先（現住所と異なる場合）	TEL		氏名		職業	
	職　業	志願者との続柄		住所 TEL			

別　記
添付書類　自筆履歴書、家族状況調査書、在学学校長の奨学生推薦書
調査書（３年次１学期までのもの）、健康診断書

家族状況調査書

職業・収入 / 氏名・生年月日	志願者との続柄	職業（詳しく具体的に）	収入（税込み）	
			収入種別	年収見込額
世帯主 年　月　日				
年　月　日				
年　月　日				
年　月　日				
年　月　日				
年　月　日				

不動産所有状況	所有区分 / 種類		使用面積	右のうち自己所有・借家（地）別			
				所有		借家（地）	
	住居	建物	㎡	㎡		㎡	
	住居	宅地	㎡	㎡		㎡	
	農地等		所有地①	借地②	貸付地③	耕作地 ①＋②－③	所有山林等
	農地等	水田	a	a	a	a	山林 a 雑種地 a その他 a
	農地等	畑					
	農地等	計					

家族のことで参考となる事柄	家族住居の案内図

奨　学　生　推　薦　書

公益財団法人 ブルボン吉田記念財団
理事長　吉　田　　康　殿

年　　月　　日

所在地

学校名

学校長　　㊞

下記の者は人物、学術ともに優秀、身体健康で、貴財団の奨学生として
適当と認め推薦いたします。

学校名		学　籍	科
生　徒 氏　名			(男・女)
人物所見・推薦所見・参考事項			
推　薦 順　位	＿＿＿＿位 名中	添　付 書　類	調査書
※ 記　事			

注意事項

1．推薦順位は同一校から２名以上推薦の場合に記入のこと。
2．調査書のうち、最終学年は１学期まででよい。
3．※印欄は記入しないこと。

公益財団法人 ブルボン吉田記念財団　奨学金貸与規程

第１章　総　　則

第１条（奨学生の資格）

この財団が学資を貸与する場合は、学力優秀でありながら経済的事由等により、大学での修学が困難と認められる学生とする。

２　この財団から学資の貸与を受ける者を奨学生と称し、貸与する学資を奨学金と称する。

第２条（奨学金の額および貸与期間）

奨学金の額は月額 30,000 円以内とし、その貸与期間は貸与を開始した時から奨学生の現に在学する大学の正規の修学期間を終了する時までの最短期間とする。

第２章　奨学生の採用と奨学金の交付

第３条（願出の手続）

奨学生志願者は、連帯保証人と連署した奨学生願書（誓約書を含む）に次の書類を添えて本財団に提出するものとする。

①　履歴書（自筆のもの）
②　家族状況調査書
③　学業成績証明書（調査書）および医師の診断書
④　在学校長の推薦書
⑤　写真（履歴書に貼付）

２　前項の連帯保証人は２名（未成年者を除く）とし、うち１名は父母兄姉またはこれに代る者とする。

３　願書提出の期限は、毎年１２月末日（休日を除く）とする。

４　上記第２項の連帯保証人が、不在の場合については、本財団に相談のうえ、対応を検討することができる。

第４条（奨学生の採用）

奨学生の採用は、理事２名以内および学識経験者３名（評議員を含むことができる）による奨学生選考委員会の選考を経て、理事長が決定し、在学校を経由して本人に通知する。

第５条（奨学金の交付）

奨学金は、毎月１か月分ずつを交付することとし、特別の事情があるときは、２か月以上を合わせて交付することができる。

第６条（奨学金領収証の提出）

奨学金の交付を受けた奨学生は、そのつど直ちに奨学金領収証を本財団に提出しなければならない。

第７条（学業成績の報告と奨学金継続願の提出）

奨学生は毎学年度始めには、前年度の学業成績証明書を添えて奨学金継続願を提出しなければならない。

第８条（奨学生の異動届出）

奨学生は次の各号の１に該当する場合、連帯保証人と連署のうえ、直ちに届出なければならない。

①　長期欠席、休学、復学、転学または退学したとき
②　停学その他の処分を受けたとき
③　連帯保証人を変更したとき
④　本人または連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき

第９条（転学または退学による奨学生の取扱い）

奨学生が転学または、退学したときは、奨学金を辞退したものとみなす。

第１０条（奨学生の延長）

奨学生が大学院に進学し、大学院在学期間について奨学金貸与の継続を希望する場合は、在学証明書を添えて奨学金継続願を提出しなければならない。

第１１条（奨学生の休止、停止および交付期間の短縮）
奨学生が休学しまたは長期にわたって欠席したときは、奨学金の交付を休止する。
２　奨学生の卒業または性行などの状況により、補導上必要があると認めたときは、奨学金の交付を休止または停止し、あるいは奨学金の交付期間を短縮することがある。
第１２条（奨学生の復活）
前条の規程により奨学金の交付を休止または停止された者が、その事由が止んで願い出たときは、奨学金の交付を復活することがある。ただし、休止または停止された時から２年を経過したときはこの限りではない。
第１３条（奨学金の廃止）
奨学生が次の各号の１に該当すると認められるときは、在学校長の意見を徴して奨学金の交付を廃止することがある。
①　疾病などのため卒業の見込みがないとき
②　学業成績または性行が不良となったとき
③　奨学金を必要としない事由が生じたとき
④　奨学生としての責務を怠り奨学生として適当でない事実があったとき
⑤　在学校で処分を受け学籍を失ったとき
⑥　その他第１条第１項に規定する奨学生としての資格を失ったとき
第１４条（奨学生の辞退）
奨学生は、いつでも奨学金の辞退を申出ることができる。
第１５条（奨学金借用証書と返還予定書の提出）
奨学生が次の各号の１に該当する場合は、在学中貸与を受けた奨学金の金額について、連帯保証人２名が連署した奨学金借用証書に、この規程に定める基準によった奨学金返還予定書を添えて、直ちに提出しなければならない。
①　卒業しまたは奨学金貸与期間が終了したとき
②　退学したとき
③　奨学金の貸与を廃止されたとき
④　奨学金を辞退したとき
２　前項の予定書が承認されたときは、これに基づいて返還しなければならない。
３　第１項の連帯保証人のうち１名は、父母兄姉（未成年者を除く）またはこれに代る者とし、他の１名は独立の生計を営む者であって、いつでも本人と連絡のできる者でなければならない。
第１６条（奨学金の利息）
奨学金には利息をつけない。

第３章　奨学金の返還

第１７条（奨学金の返還）
奨学生が、第１５条第１項各号の１に該当するときには、貸与の終了した月の翌月より起算して１年を経過した後１０年以内に奨学金を返還しなければならない。
２　前項の奨学金の返還は年賦、半年賦、月賦またはその他の１年以内の割賦の方法によらなければならない。ただし、奨学生であった者の都合により、いつでも繰上げ返還をすることができる。
３　前２項の規程に係らず、奨学金の貸与を受けた者が、次の各号の１に該当する場合は貸与した奨学金の全部または一部につき、繰上げ償還させることができる。
①　奨学金を貸与の目的以外に使用したとき
②　偽りの申請その他不正の手段によって貸与を受けたとき
③　返還金の支払を怠ったとき
④　奨学生借用証書と返還予定書の提出を怠ったとき
４　前３項の規程により本財団より奨学金の償還を求められたにも拘らず、その求めに応じない場合には、本財団は、顧問弁護士と協議の上、必要な調査および法的措置をとることができる。

第１８条（奨学生であった者の届出）
　奨学生が第１５条第１項各号の１に該当するときは、６か月以内に、その住所および職業を届出なければならない。
２　奨学生であった者が大学院に入学したときは、在学証明書を添えて直ちに届出なければならない。
３　奨学生であった者が、奨学金返還完了前に氏名、住所、職業、その他重要な事項に変更があったときは、直ちに届出なければならない。
４　奨学生であった者は、その連帯保証人を変更したときまたはその氏名、住所その他重要な事項に変更があったときは、直ちに届出なければならない。
第１９条（奨学金の返還猶予）
　奨学生であった者が次の各号の１に該当する場合は、願出によって奨学金の返還を猶予することがある。
　①　失業のため収入がないとき
　②　災害または疾病等によって返還が困難になったとき
　③　大学院に在学するとき
　④　外国にあって学校に在学し、または研究に従事するとき
　⑤　その他真に止むを得ない事由によって、返還が著しく困難となった時
２　返還猶予期間は前項第３号に該当するときは、その事由継続中とする。その他の各号の１に該当するときは、１年以内とし、更にその事由が継続するときは、願出により重ねて１年ずつ延長することができる。ただし、５年を限度とする。
第２０条（返還猶予の願出）
　返還猶予を願出ようとする者は、その事由に応じて、それぞれこれを証明することのできる書類を添付し、連帯保証人と連署のうえ、奨学金返還猶予願を提出しなければならない。
２　奨学金返還猶予願の提出があったときは、理事長において審査決定し、その結果を本人に通知する。
３　前条第１項第３号に該当する者で、第１８条第２項による届出をした者については、前２項の規程に係らず、この届出をもって猶予願とみなしその返還を猶予する。
第２１条（延滞金）
　奨学生であった者が正当な事由なくて奨学金の返還を怠ったときは、年３パーセントの割合をもって算出した延滞金を徴収することがある。
第２２条（死亡の届出）
　奨学生が死亡したときは、相続人または連帯保証人は、死亡診断書を添え、在学中の学校長を経て、直ちに死亡届を提出しなければならない。
２　奨学生であった者が奨学金返還完了前に死亡したときは、相続人または連帯保証人は、死亡診断書を添えて直ちに死亡届を提出しなければならない。

第４章　　奨学金の返還免除

第２３条（奨学金の返済免除）
　奨学生または奨学生であった者が死亡し、または精神もしくは身体の機能に著しい障害を生じて労働能力を喪失し、奨学金の返還未済額の全部または一部について返還不能となったとき、その他特に必要があるときは、その全部または一部の返還を免除することがある。
第２４条（返還免除の願出）
　奨学金の返済免除を受けようとするときは、本人または相続人は、連帯保証人と連署のうえ奨学金返還免除願に次の書類を添付して提出しなければならない。
　①　死亡によるときは戸籍（除籍）謄本、障害によるときはその事実および程度を証する医師または歯科医師の診断書
　②　返還不能の事実を証する書類
第２５条（返還免除願出の期限）
　奨学金返還免除願は、その事由が生じたときから１年以内に提出しなければならない。ただし特別の事情があったと認められる場合は、更に１年以内にその期限を延長することができる。

第２６条（返還免除の決定）

奨学金返還免除願の提出があったときは、理事長において審査決定し、その結果を本人、相続人または連帯保証人に通知する。

第５章　補　則

第２７条　この規程の実施について必要な事項は、別にこれを定める。

第２８条　この規程は昭和５１年１１月２２日より実施する。

第２９条　この規程は平成２５年５月２２日より一部変更する。

第３０条　この規程は平成２９年１１月１３日より一部変更する。

第３１条　この規程は平成３１年３月１１日より一部変更する。

第３２条　この規程は令和２年５月１９日より一部変更する。

ドナルド・キーン・センター柏崎
DONALD KEENE CENTER KASHIWAZAKI

拝啓　清秋の候　ますます御健勝のこととお慶び申しあげます。
日頃は当財団の奨学事業へのご高配に対し、ありがたく厚く御礼申しあげます。

当財団は、1976年（昭和51年）11月に株式会社ブルボン（当時　北日本食品工業株式会社：菓子製造販売　本社新潟県柏崎市）三代目社長吉田高章が創業50周年にあたって、財団法人吉田奨学財団として設立。地方産業の振興は地方人材の育成にありとの信念に基づき、奨学援護を行い、もって人材の育成、教育の振興に寄与することを目的に奨学事業を実施しております。2018年にはより一層社会への貢献を図るために、奨学事業における奨学生募集地域を新潟県・山形県・長野県・福島県へ拡大し、更に2021年度には新潟県・長野県及び東北6県に拡大しております。

2013年4月、当財団は公益財団法人の移行認定を受け、公益財団法人ブルボン吉田記念財団となり、ご縁のある日本文学研究者ドナルド・キーンコロンビア大学名誉教授の「人となり」や「業績」を紹介し、後世に伝え遺すことを目的とした文化資料館（文学館）「ドナルド・キーン・センター柏崎」の運営事業を新たに加え、奨学事業とともに事業の柱とし、その事業の実施により、社会における人材育成、教育の振興並びに心身の健全な発展に貢献すべく活動をしている次第です。そのドナルド・キーン・センター柏崎は同年9月21日に開館し、この度開館9周年を迎えることができました。ドナルド・キーン先生は、2019年2月に96歳でご逝去され日本文学研究の旅にピリオドを打たれましたが、当センターでは、ドナルド・キーン先生の生誕100年となる本年は常設展示に加え、記念特別企画展「写真で綴るドナルド・キーンのあゆみ　思い出の一枚、私の一言」を開催しております。コロナ禍の中ではありますが、これらの活動が継続できておりますことは、ひとえに皆様からのご厚情のおかげと感謝申しあげます。

つきましては、当財団の活動をご理解の上、広く先生、生徒の皆様にご紹介いただきたく、不躾ながら、当センターのパンフレットを「奨学生募集についてのお願い」に同封させていただきました。何卒よろしくお願い申しあげます。

末筆ではございますが、皆様のご健勝を祈念申しあげます。

敬　具

2022年9月吉日

公益財団法人ブルボン吉田記念財団
ドナルド・キーン・センター柏崎
職員一同